

占有財産(証書)引渡命令通知書

あなたの滞納金額の徴収のため、あなたの財産(証書)を占有している者に対し、別紙のとおり、占有財産(証書)の引渡しを命令しましたから通知します。
(根拠法令—国税徴収法第58条第2項、第65条、第71条第3項及び第4項、第73条第5項)

年 月 日

美唄市長

印

〔 滞納者の 氏 名 〕
又は名称

様

添 付 書 類

占有財産(証書)引渡命令書副本

1部

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。